

京町家の保全・継承のための当面の対策

事前届出制度開始前の駆け込みでの取壊しを防ぐため、以下のような対策を行います。

1 京町家に関する相談の積極的な受付

事前届出制度や、相談の受付について、京都市ホームページへの掲載や、京都市が把握している各京町家へのポスティングを行うなど、積極的な広報を行う。

2 民間事業者との連携による相談窓口の充実

不動産流通や、改修方法など、各相談内容に応じて、民間団体が現在行っている専門の相談窓口を紹介する。

3 不動産関係団体への協力要請

不動産関係団体に対して、所有者や京町家購入者、賃借人へ、京町家の保全及び継承に関する情報の提供や助言を行うなど、支援の協力を要請する。

4 住民組織への協力要請

地域景観づくり協議会や建築協定運営委員会等、自治組織や市民活動団体等に対して、京町家所有者へ京町家の保全・継承に関する情報を提供するなど、支援の協力を要請する。